

●障がい者計画の基本目標●

一人一人が最良の生活の場と地域をもち、自立と自己実現を果たせるまち

【障がい者計画の分野と主な項目】

<p><b>1 療育・教育</b> 障がい児保育・障がい児教育・生涯学習など</p>	<p><b>2 雇用・就業</b> 就労支援・自立訓練・福祉的就労など</p>
<p><b>3 保健・医療</b> 生活習慣病予防・医療支援など</p>	<p><b>4 福祉サービス</b> 訪問系、通所系、短期入所サービス・補装具費の支給など</p>
<p><b>5 相談・情報提供</b> 相談員活動・視覚、聴覚障がい者に対する情報保障など</p>	<p><b>6 地域福祉</b> 地域での福祉教育・支え合い活動の推進・ボランティア活動など</p>
<p><b>7 生活環境</b> バリアフリーなどのまちづくり・移動、外出手段の確保と支援など</p>	<p><b>8 障がい者施策推進体制</b> 権利擁護事業・保健、医療、福祉の連携など</p>

**障がい者福祉計画  
自立支援に向けた目標設定**  
障がいのある方の地域生活と就労を進め、自立を支援することを目的に「障害者自立支援法」が平成18年

調査を実施。障がいに関連する団体などから、障がいのある方を取り巻く問題や今後の施策について要望などを伺いました。  
計画では「一人一人が最良の生活の場と地域を持ち、自立と自己実現を果たせるまち」の実現を目標に、「療育・教育」「雇用・就業」「保健・医療」「福祉サービス」「相談・情報提供」「地域福祉」「生活環境」の7つの分野と、障がい者施策推進体制を整備して、推進を図っていきます。

度に施行されました。  
しかしながら、サービスに応じて利用料を支払う「応益負担の導入」や「事業者報酬の日額払い方式の導入」など、制度の大幅な見直しが行われたことから、法施行後も、利用者や事業者、関係団体などからさまざまな問題点や課題が指摘されてきました。  
このような状況の中、平成25年度には「障害者総合福祉法」が施行される予定となっています。具体的には「応益負担」から支払い能力に応じた「応能負担」にするとともに、発達障がいや支援の対象とすることが明記され、明確に障がい福祉制度の枠組みに位置付けられます。  
この計画は、国が定める障がい福祉サービスの「居住系」「日中活動系」

「訪問系」「相談支援」と市独自の福祉サービス「地域生活支援事業」に区分されています。  
居住系では、主にグループホームや施設入所を、日中活動系では、主にショートステイやデイサービス、就労訓練などを記載。訪問系では、ホームヘルプサービスを、相談支援では、サービス利用などの相談窓口となることが記載されています。  
市独自の地域生活支援事業では、相談支援や手話通訳者を派遣するコミュニケーション支援、日常生活用具給付、移動支援、訪問入浴サービス、障がいのある方に日中の活動の場を提供する日中一時支援などです。  
これらには、障がい者の自立支援に向け目標設定やサービスの種類、見込み量に計画値を定めています。

計画（素案）にご意見を

素案は、社会福祉課や市中央図書館、情報公開コーナー（本庁舎3階）、各振興事務所で閲覧できます。市ウェブサイト（http://www.city.ena.lg.jp/）にも掲載しています。

※閲覧期間は意見募集期間と同じです

□募集期間 2月6日(月)～2月20日(月)

□意見応募方法 本紙折り込みの「広報直通便」か、ファクス、電子メールで①住所②氏名③電話番号④意見一を記入して提出してください。

問 社会福祉課(内線136) ☎ 25-7294 ✉ syakaifukushi@city.ena.lg.jp

119番通報が困難な方へ  
携帯電話でメール通報が可能に

身体的障がいにより音声での119番通報が困難な方を対象に、携帯電話のメール機能を利用した119番通報が3月1日(休)からできるようになりました。  
なお利用するには登録が必要です。

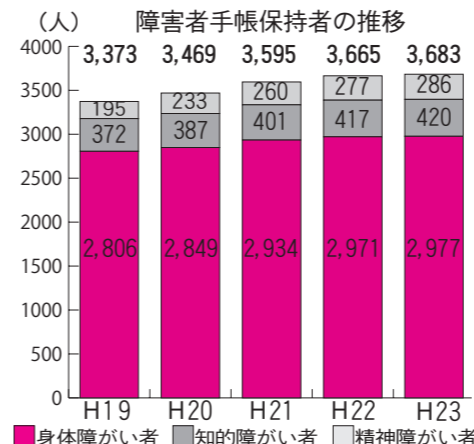
- 対象 次の全てに該当する方
- ・身体的障がいにより音声での119番通報が困難な方
  - ・市内に在住の方、もしくは市内に通勤、通学している方
  - ・携帯電話などの操作により電子メールの送受信ができる方
  - ・利用者登録をした方

- 利用範囲 恵那市内
- 受け付け ▷とき＝2月16日(休)、17日(金)午前9時～午後8時 ▷ところ＝社会福祉課(市役所1階) ▷持ち物＝身体障害者手帳、携帯電話
- ※当日都合のつかない方は、ファクスで社会福祉課まで連絡ください

申・問 社会福祉課 ☎ 26-2111 (内線136)、☎ 25-7294



▲学校での福祉体験学習で車椅子を体験（長島小学校）



障がいは、事故や病気などにより、誰にでも生じるものです。障がいのある人もない人も、共に生き生きと生活できるまちづくりが求められています。「障がい者計画」は、障害者基本法に定める市の障がい者の福祉に関する計画。「障がい福祉計画」は、障害者自立支援法に定める市の障がい者の福祉サービスについての計画です。ここでは、来年度から平成29年度までの「障がい者計画」と、来年度から3年間の「障がい福祉計画」の内容（素案）をお知らせし、皆さんから意見を募集します。

障がい者計画  
基本理念は共生社会の実現

前計画では「全ての人が互いに認め合い、支え合いながら暮らせる社会の実現へ」と基本理念を設定していました。この考え方は、障がい者福祉の基本理念、普遍的なものとして将来にわたり継承していくべきものです。

本計画においても、この考えを踏まえ、前計画の基本理念でもある「共生社会の実現」を引き続き基本理念に定めます。

計画の作成では、障がい者団体の代表や雇用、教育、医療、保健、福祉の関係者で構成する「市障がい者計画・障がい福祉計画策定委員会」の中で検討してきました。さらに、障がいのある方や市民などの意識やニーズを把握するためにアンケート

見直し計画案にご意見を

自立と自己実現を果たせるまちへ